

○経済産業省令第一九号

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第二項第三号の規定に基づき、中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣 海江田万里

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二を次のように改める。

（共済金を貸し付ける事態）

第十条の二 法第二条第二項第三号の経済産業省令で定める手続は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 共済契約者の取引の相手方たる事業者から売掛金債権等に係る債務の整理の委託を受けた弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項に規定する司法書士若

しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人（以下この条において「弁護士等」という。）が、共済契約者に対して書面によつてする支払を停止する旨の通知

二 共済契約者の取引の相手方たる事業者と当座取引を有する取引金融機関が、当該金融機関が手形交換を行つている手形交換所に対して書面によつてする災害により被害を受けたことで手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができると証券又は証書の支払を停止する旨の通知

2 前項の書面には、作成の年月日を記載し、第一号の手続にあつては弁護士等、第二号の手続にあつては当該金融機関を代表する者が署名し、又は記名押印しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。